

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和4年6月27日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信		2番	高木 正己	
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己	欠席	8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 謙		10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	武内 雅洋	統括主査	宮田 隆志
主任主査	北野 研吾	書記	渋田 訓史

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

1番	今井 高信	2番	高木 正己
----	-------	----	-------

議長

それでは、議案一覧表に基づきまして、第29号議案から第31号議案までを上程いたします。それでは事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

では議案を説明させていただきます。議案書1ページをご覧ください。第29号議案、農地法第3条の規定による許可申請書、許可決定についてです。2ページ目をめくってください。
議案書1ページをご覧ください。第29号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

【議案説明】

①議案書2ページ目、番号1番を説明します。譲受人は、■■■■■で水田と畑を耕作しており、申請地の所有者であった伊藤博文氏が亡くなる以前から借地して耕作を続けていました。そのような経緯から今回相続財産管理人より紹介があり所有権を取得することとなりました。

譲受人は現在■■■■■と高齢ですが健康であり、また、後継者も農業経営を引き継ぐことを誓約しています。農地の下限面積も満たしており、許可相当であると見込まれます。

【議案説明】

②続いて、番号2番を説明します。譲受人は■■■■■内で勤務をしながら水田を耕作しており、家族、親族で食べるほか、子ども食堂への食材の提供なども考えており営農規模の拡大を希望しています。一方、譲渡人は高齢のため農地を譲渡して規模を縮小したいと考えており、今回の申請となりました。また、譲受人は市外居住者のため、6月22日に楽田ふれあいセンターで松山会長と伊藤委員と面談を行っています。現在の耕作地は全て耕作されており、必要な農機具も所持しており、下限面積も今回の申請地を加えて2反を超えて条件を満たすため、許可相当であると見込まれます。

議案書 3 ページをご覧ください。第 30 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書意見決定についてです。

【議案説明】

①借り人は現在、██████の賃貸アパートで夫と暮らしており、現在の住居が手狭で将来のこととも考えて、自己所有家屋に住居したいと考え、借り人の父に相談した結果、父の所有する土地に分家住宅建築する提案があり、今回の申請となりました。

申請地周囲の隣地に農地はありません。汚水・雑排水は合併浄化槽により処理し、既設側溝へ排水します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑦番オ一 (ア) - b で、エー (ア) b - (a) の住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10 ha 未満であるものに該当します。許可基準は右側の 34 番オ一 (イ) - b で、表面右側 10 番のイー (イ) - c - (e) の住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

【議案説明】

②借り人は、貸し人の次女で、現在、夫と子ども 1 人の 3 人で賃貸住宅に住んでいます。家を建てたいと思っていますが、土地を購入する資力がなく、貸し人より申請地に分家住宅の建築を進められ、今回の申請となりました。

地図資料の第 30 号議案の 2 の土地利用計画図をご覧ください。申請地の南北及び西側は貸し人の所有する畠で、隣地承諾書を添付しています。東側は道路となっています。排水の勾配は南東方向となるため、南側に U 字溝を設置し、東側は車道境界ブロックで土留めを行って流出を防ぎます。雨水は、U 字溝から集水栓に集水して、東側道路の既設側溝に排出します。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理をして東側道路の既設側溝へ排出

します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑦番オー(ア) - b で、エー(ア) b - (a) の住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満であるものに該当します。許可基準は右側の 3.4 番オー(イ) - b で、表面右側 10 番のイー(イ) - c - (e) の住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

【議案説明】

③ 続いて議案書 5 ページ目をご覧ください。番号 3 番、借り人、[REDACTED] は先ほどの番号 2 番の借り人の妹で、貸し人は番号 2 番と同じで借り人の父、[REDACTED] です。借り人は、貸し人の 3 女で、現在、夫と子ども 1 人の 3 人で [REDACTED] の賃貸住宅に住んでいます。家を建てたいと思っていますが、土地を購入する資力がなく、貸し人より申請地に分家住宅の建築を進められ、今回の申請となりました。

地図資料の第 30 号議案の 3 の土地利用計画図をご覧ください。申請地の南北は貸し人の所有する畠で、西側隣地は第三者の畠となっており、隣地承諾書を添付しています。東側は先ほどの番号 2 番の申請地及び道路となっています。排水の勾配は南東方向となるため、南側に U 字溝を設置し、東側は地先境界ブロックで土留めを行って流出を防ぎます。雨水は、U 字溝から集水枡に集水して、隣地である番号 2 番の土地の排水管を経由して東側道路の既設側溝に排出します。汚水雑排水は合併浄化槽で処理をして番号 2 番の土地の排水管を経由して東側道路の既設側溝へ排出します。

農地区分表をご覧ください。番号 2 番と同様となります。農地区分は裏面左側⑦番オー(ア) - b で、エー(ア) b - (a) の住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地の区域に近接す

る区域にある農地で、その規模が概ね 10 ha 未満であるものに該当します。許可基準は右側の 34 番オ一(イ) - b で、表面右側 10 番のイー(イ) - c - (e) の住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

【議案説明】

④譲受人は、金属部品の加工を自営しており、譲受人宅には譲受人とその妻、長男及び長女の家族の 6 人が同居しています。現在、自宅敷地に普通自動車を止められるスペースがなく、来客が来た時に近所に迷惑がかかるほか、譲受人の妻はその実母の介護のため社用の軽トラックで [] まで往復しており、長女家族は軽乗用車を保有していますが小さいため不自由をしています。このため、妻と長女家族の普通自動車の購入を考えており、併せて来客用の駐車スペースを確保したいと考え、今回の申請となりました。

申請地は、北と東が道路となっており、南と西が宅地となっています。雨水は砂利舗装により自然浸透しますが、処理しきれない場合は西側の既設排水路へ排水します。汚水の排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑦番オ一(ア) - b で、エー(ア) - b - (a) の住宅、店舗、事務所その他事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10 ha 未満であるものに該当します。許可基準は右側の 34 番オ一(イ) - b で、表面右側 10 番のイー(イ) - c - (e) の住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

【議案説明】

⑤借り人は現在、[] のアパートに妻と子の 3 人で暮らしております、子どもの成長により手狭となり、また高齢の

両親の世話を必要となるため、父の所有する土地に分家住宅を建てる考えを考慮、今回の申請となりました。

申請地は、北側が山林、東側が宅地、南と西は貸し人が所有する畠となっています。雨水は北側集水樹で集水して河川へ排水します。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理した後、北側集水樹から河川へ排水します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑦番オー(ア) - b で、エー(ア) b - (a) の住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満であるものに該当します。許可基準は右側の 34 番オー(イ) - b で、表面右側 10 番のイー(イ) - c - (e) の住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

①議案書の 7 ページをご覧ください。第 8 号議案、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

8 ページをご覧ください。申請地は、現地へ行くためには他人の土地を経由する必要がある場所で、大きな農機器などを入れることができず、また、急傾斜地となっており転倒、滑落に注意して歩行する必要がある状況で、草木が生い茂り農地として再生困難な状態です。6月 16 日に事務局と城東地区今井担当の小澤農業委員、吉原委員、奥村推進委員で現地を確認し、周囲の現況等を確認しました。現地調査の結果、現地は竹や草木が繁茂し、耕作も不可能であるため、非農地であることが見込まれます。説明は以上です。

議長

ただいま事務局から第 29 号議案から第 31 号議案までの説明がございました。これにつきまして何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。それでは質問、意見はないようでございますので、ここで地区審議をお願いしたいと思います。

午後2時40分 地区審議

午後2時55分 開議

議長 それでは、再開の定刻になりますのでただいまより再開をさせていただきます。第29号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についての意見を求めます。

1番につきまして羽黒地区お願ひいたします。

吉野委員 8番、吉野幹雄です。整理番号1番につきましては、地区審議の結果、可といたします。

議長 2番につきまして、楽田地区お願ひいたします。

伊藤委員 20日に面談を行った結果、農地法第3条の規定による許可申請を、要件を満たしていると考えますので、許可いたします。

議長 ただいまお聞きの通り、地区審議の結果発表ございました。ここで全委員さんにお諮りをいたします。

第29号議案、別紙申請事項につきまして、意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案については、可と決定いたしました。続きまして、第30号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について、意見の決定を求めます。

1番について、犬山地区をお願いいたします。

高木委員 検討した結果、異常ございません。

議長 2番と3番につきまして、城東地区お願ひいたします。

日比野委員 4番日比野です。2番、3番の件、審議の結果可とします。

議長 4番につきまして、羽黒地区よろしくお願ひいたします。

吉野委員 8番、吉野幹雄です。整理番号4番につきましては、地区審議の結果といたします。

議長 5番につきまして、楽田地区お願ひいたします。

伊藤委員 審議の結果といたします。

議長 ただいまお聞きの通り地区審議の結果発表がございました。
ここで全委員さんにお諮りをいたします。

第30号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは30号議案について、可と決定しました。続いて、
31号議案、農地法第2条第1項の、農地に該当しない旨の証明願の証明について、意見の決定を求めます。

1番について城東地区お願ひいたします。

小澤委員 3番、小澤です。整理番号1番について非農地とすることを可とします。以上です。

議長 ただいまお聞きの通り地区審議の結果発表がございました。
ここで全委員さんにお諮りをいたします。

第31号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは第31号議案につきまして可と決定を致します。続いて報告事項に移りますが、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 報告します。議案書の9ページをご覧ください。報告第10号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について報告します。今回の報告については、1件です。

次に11ページをご覧ください。報告第11号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理についてです。今回の報告は9件です。以上報告します。

議長 報告事項をいただきましたけれども、報告事項につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお受けをしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、何もないようでございますので、報告は終了しました。これでもちまして本日予定いたしました案件はすべて終了しました。これをもちまして、本日の会議は終わらせていただきます。